

が大きく変わっていくことを肌で感じた。また多くの意見や相談から、地域の中での孤立が深まっていることなど、課題も目の前にある。また板橋区は、都心から近く通勤に便利だ、ということを経験のアイデンティティとして発展してきた街だ。しかし、働き方や通勤の概念が変わり、この先、どんな街になっていくのか。板橋区に住む意味とは何か。未来像を示すべきでは、と議会でも繰り返し質問してきたが、現状維持の区政に危機感を感じるようになってきた。今の子どもたちが大人になるときに、職業の六割は変わるといわれている。VUCA（世界情勢や社会が急激に変化し、将来の予測が困難な状態）の時代ともいわれ先行きが見えない時代、だからこそ十年後、二十年後の板橋区の未来像をしっかりと示し、変化に柔軟に対応していくことが必要ではないだろうか。

きっかけのもう一つは、これまでオンラインの政策勉強会などで一緒してきた四十代の自治体議員が、相次いで首長選挙に挑戦し、当選したことだ。

（了）

そしてリーダーが変わると、これほどまでに大きな変化が起きるのかと驚いた。私にとって、その応援に行き政治の変化を目の当たりにした時間は、政治家として磨かれる大切な時間だった。

私は、これまでの区政を百八十度変えようとか、壊して新しいものをつくらうとは思っていない。価値観が多様な時代、強い、一人で何でも決めるリーダーより、むしろファシリテーター的に、さまざまな人の声を聞いて、新しい答えを見つけるリーダーが必要だと感じる。また全部を区役所がやるのではなく、区民やNPO、企業などと対話しながら一緒にまちをつくりたい。

私は今、五歳の子どもの母親で、子どもが大人になる十年後、二十年後のために今、政治家の仕事をしている。十年後、二十年後を考えることが、現役世代の私が負っている責任で、今私が政治をやる意味だ。

【特別論文】

私たちのことは私たちが決めるー当事者として関わる政治とは

高橋富代

（尾崎財団「罌堂塾」運営委員・元下田市議会副議長）

はじめに

イギリスの政治家であり法学者でもあったジェームズ・ブライスは、「地方自治は民主主義の学校」という有名な言葉を残しました。

しかし、地方政治は民主主義を実践する一番身近な現場でありながら、選挙の投票率の低下や候補者が定数に満たないなど、主権者である住民から遠い存在になっています。これらは政治家側の努力が第一ですが、政治家に一票を投じている主権者として私たちの責任も問われる問題です。

本稿は、これらの課題を解決していくための基礎知識として必要な地方制度や政治参加について、また私たち住民が当事者としてどう関わっていくのかを考えていきます。

（一）地方政治のシステムを知る

① 地方政治は二元代表制

市区町村や都道府県など地方自治体（地方公共団体）は、二元代表制という制度で運営をします。議会の議員、首長共に直接選挙で選んでい

るので、二つの機関が住民を代表しているということになります。

その根拠は日本国憲法第八章地方自治にあります。

《第九十二条》 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

《第九十三条》 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十二条を受けて地方自治法が作られ、第九十三条で議会を置き首長と議員を選挙することが規定されており、二元代表制においては、議会と首長は互いに緊張感を持ち運営をしていくという意味で車の両輪だと例えられます。

したり、予算編成ができないところは条例づくりで対応していくという姿が求められているのですが、やはり首長の権限の大きさは比べ物にならない現実があります。

チェックにしても予算が使い終わった決算の時ですから、予算の使い方疑義があつて決算を不認定としても首長の道義的な責任が問われるというところで終わってしまっています。

③諸外国の地方制度

日本の地方制度は二元代表制ですが、世界に目を向けてみると、米国では行政運営を専門家に任せるシティ・マネジャー（支配人）制を含めさまざままで、二元代表制は一部にすぎません。欧州においては伝統的に自治体の運営主体は議会が中心で、議会が自ら行政の執行に責任を負うか、議会が執行部を選出する方式が多くなっています。

諸外国では、議会が予算編成に関わる制度に

②首長と議員、権限の違い

首長と、議員が構成する議会には権限に大きな違いがあります。

地方自治法に規定がされており、一番重要な予算編成とその予算を使うことは首長に権限があり、首長から提出された予算の中身を見て成否の意思表示をすることが議会の権限です。

しかし議員というのは、例えば地域の代表であったり、商店街の代表であったり、女性団体の代表であったり、ある集団の民意をもって出てきているので、本来は予算づくりに参画したほうが民意を届けやすいといえます。

現制度下でも議会側が予算編成の前に政策提言などを行い、民意を反映させる工夫をしている自治体も見受けられますが、あくまでも予算編成ができるのは首長ということになっています。議員は政策の問題点を指摘して、住民が気が付かないけれども住民にとってプラスになる改革案を提言

なつているところが非常に多いといえます。

日本でも埼玉県志木市が、二〇〇三年に市長を廃止して議長に権限を一元化する特区制度を提案しましたが、憲法などに反するとして総務省が認めなかったという経緯があります。

憲法第九十三条2項の条文には、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」という条文がある限り、地方制度は二元代表制をとるしかありません。

極論かも知れませんが、この一文が、地方自治の自由度をすごく小さくしてしまっているので、地方分権を推進していくためにも憲法を改正する必要性を強く感じています。

(一) 私たちにできる政治参加

このような地方制度の中で、地方自治の当事者である私たちは、どのような政治参加ができるの

か考えたいと思います。

まず自分が支援している議員や首長に直接会って要望を伝えることができます。また、政治家のホームページなどに公開されている問い合わせなどを利用して、要望や意見を送信することもできます。

自分の意思表示としてデモに参加するということもできます。

それから情報公開で知りたいことがあれば、当該自治体の条例の様式に則って請求をすることも政治参加といえます。

請願を出すこともできます。地方自治法の第百二十四条「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」と規定があるので、紹介議員がいれば提出することができます、議会の所管委員会で審査し、本会議で審議採決もありますので政治に近い実感が得られる制度です。

誰が署名をしたのかわかりますので、非常に重い民意の反映の手段だということになります。

ただ、提出しても議会で否決されることも多く「労して功なし」ということが多々あります。また自治体が大きくなると必要数の署名を集めること自体が難しく、保障されているはずの直接参政権が行使できないという問題があります。

私たちは地方自治の当事者なので、もっと積極的に政治に関わるべきなのですが、制度が壁を高くしてしまっていることは否めません。

地方自治法の改正をはじめ地方に関する諸制度に対し、唯一の立法機関である国会が主権者たる国民の声なき声も拾い上げ、十分に理解を深めて頂きたいと感じています。

最後に、私たち自身が選挙に出るといって政治参加もあります。

代議制民主主義の補完として、直接請求をすることもできます。

直接請求は地方自治法の第七十四条から八十八条まで規定されており、地方自治体の住民に、直接参政の機会を保障する制度で、一定の条件を満たせば条例の制定改廃、監査、議会の解散、議員・首長の解職などができます。

条例の制定・改廃を例にあげると、有権者の五〇分の一以上の署名を集め首長に提出し、首長は二十日以内に議会を招集し意見を付けて議会に報告、議会が成否を採決します。

直接請求で一番多いのは、産廃や原発などの「迷惑施設の建設の是非を問う条例案」の提出ですが、近年では庁舎移転建設の是非を問うものや、迷惑行為防止に関するもの、不正署名で話題になった愛知県事リコールなどもあります。

直接請求の場合は署名簿の縦覧期間が設けられますので、署名簿を見に行けば、いったいどの(三)選挙は誰でも出られるわけではない

被選挙権は、年齢など一定の資格を満たせば、私たちの代表として国会議員や都道府県知事・都道府県議会議員、市区町村長・市区町村議会議員に就くことのできる権利です。

被選挙権を失う条件を除けば誰でもが立候補できるはずなのですが、実際にはここにも大きな壁が存在します。

まず日本は世界一供託金が高いことがあげられます。

諸外国の国会議員選挙の例を見ると、アメリカ、ドイツ、フランス、ロシアなどは供託金制度が存在せず、イギリスは約八万円、カナダは約十万円であり、オーストラリアは上院が十八万円、下院が九万円です。韓国は約百三十五万円と他国より高額ですが日本の半額以下です。

日本の衆議院小選挙区・参議院選挙区は三百万円、参院比例区では六百万円という世界一高い供

託金を納めなくてはなりません。

落選しても一定の得票があれば返還されますが、立候補するためにはそれだけの資金を用意する必要があります。

地方選挙においても、都道府県知事が三百万円、都道府県議会議員が六十万円、政令市の市長が二百四十万円、政令市の議員が五十万円、政令市以外の市長が百万円、市議会議員が三十万円、町村長が五十万円、町村議員が十五万円となっています。

この制度は、一九二五年の男性による普通選挙のための法律が制定されたときからのもので、売名目的や選挙妨害を目的にした立候補を防止するためだったといわれています。それがそっくりそのまま現在まで受け継がれてきています。

第一のハードルである供託金が用意できたとしても、次に立ちはだかるのは立候補準備や選挙運動にかかる選挙費用です。

直近では武蔵野市長が提出した住民投票条例案が話題になりましたが、反対多数で否決になりました。

市長が提案した条例案の対象が、「年齢は十八歳以上」で「日本国籍を有する者または定住外国人・三か月以上武蔵野市の住民基本台帳に記録されている者」ということで、三か月では旅行者でも投票が可能となり、ある一定の思惑を持った勢力の意思が働くのではないか、実質的な外国人地方参政権になるのではないかという懸念が示されたことも一因となっているように見受けられます。

他市の常設型住民投票条例を見ると、外国人も対象にした住民投票条例は珍しいわけではありませんが、特別永住者・永住者・適法な在留資格、かつ、三年超の住基台帳記録者などが対象になっているところが多いようです。

いずれにしても、常設型の住民投票条例が少しずつ増えてきているので、今後は私たちが議決後

選挙事務所や演説会場の借り上げ料や通信費、選挙ポスターや選挙ハガキの印刷費、事務所スタッフやウグイス嬢の件費など、手弁当のボランティアが入っても相当の金額がかかります。

それに加え、家族や親戚友人などの心配する声や、仕事をどうするのかなど、越えなければならぬハードルは多く、誰でもが立候補できるわけではないというのが実情です。

(四) 住民投票と国民投票

直接請求のなかで触れましたが、住民投票というのは首長や議員に託すことなく、特定の事柄について住民自らが意思表示をすることができる制度です。

しかし法律や制度の不備、地方議員の心得違いもあり直接請求による実施が困難なため、実施必至の常設型の住民投票条例を作る自治体も出てきました。

の事柄についても意思表示をする機会が増えることを期待したいと思っています。

決定後の意思表示ができないという点では、国政においても同様です。

日本国憲法には、法的拘束力のある国民投票（憲法改正以外）が出来ない条文があります。

まず前文に「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」とあり、第四十一条に「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」続いて第四十三条に「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」とあります。

この三点がある限り法的拘束力のある国民投票は実施できず、実施しようとすれば憲法改正が必要となります。

私たちは主権者として、政策に異議申し立てする事すら認められていない事実を知るべきです。アジアにおいて国民投票を行っていない国は、

日本と中国だけであるという事実をしつかり受け止める必要があります。

個別の法律を制定すれば、「民意を尊重する」という法的拘束力のない諮問型の国民投票は、国会議員がその気になれば今すぐにでもできますが、政権側の政策に関わることなので与党はそこには触れませんし、メディアも国民投票に関してあまり興味を示さないことが残念でなりません。

おわりに

私たちは民主主義国家に生まれながら、一番重要な「私たちのことは私たちで決める」ということを経験しないまま暮らしています。

民主主義の基本である地方自治さえ、当事者としての関わりが希薄です。

最近では子供たちが「子ども議会」などで経験を積み重ねていますが、私たち大人が地方自治の当事者であるという意識をもって難局に立ち向か

うことをしなければ、恥ずかしい限りではないでしょうか。

多くの困難はありますが、本稿をお読みいただいた方は、自分にできることを探し、取り組んでいただければと思います。

当財団の石田尊昭理事・事務局長の著書『平和活動家相馬雪香さんの50の言葉』から、次の一節を引用し結びにいたします。

「民主主義ってのは、私たち一人ひとりが大切でことでしょ？一人ひとりが尊重されると同時に、その一人ひとりがこの社会の当事者として責任を持つ。そして自ら政治や社会に参加していくこと。他人任せ、お上任せにしちゃいけない。それが民主主義でしょ？」

(了)

歴史資料から

見た

尾崎行雄

第七回 益田孝と風雲閣の床暖房

高島 笙

(東北大学大学院文学研究科)

はじめに

本連載第三回にて、尾崎行雄と実業家武藤山治の関係を考察した。今回は武藤と同様に三井財閥を率いた益田孝と、尾崎行雄の交友関係について見ていきたい。

一、益田孝と三井財閥

益田孝は嘉永元(一八四八)年、佐渡国相川に生まれる。父鷹之助は佐渡の地役人であったが、安政元(一八五四)年に幕府役人に召し出され、箱館奉

行支配調役下役となる。その後、益田孝は父の幕府外国方への出仕に伴い、「寺詰め」(アメリカ公使館となった寺)を務め、幕府遣欧使節団に随行した(『自叙益田孝翁伝』)。

維新後、益田は横浜の外国人商館に務め、井上馨系の官吏として大蔵省に勤務、三井物産創立に伴って初代社長となった。物産では米や石炭を主に扱い、「山口県の地租引当米の販売や西南戦争では莫大な利益」を収めたとされる。その後、官営三池炭鉱の払下げを受け、「三井御三家」といわれる三井鉱山